2　省令第十一条第三項の別に定める学修は、前項各号に掲げるもののほか、大学、高等専門学校又は専修学校の専攻科における学修とする。	2　省令第十一条第三項の別に定める学修は、前項に掲げるもののほか、大学又は高等専門学校の専攻科における学修とする。
備考　表中の［　］の記載および対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。

その他告示

○法務省告示第六十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年七月十六日　　法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

東京都行政書士会

東京都目黒区青葉台三丁目一番六号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第二号に係る変更

変更の認証年月日

令和八年七月七日

○農林水産省告示第九百九十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年五月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年七月十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110184号	液状肥料	AS―LR262	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第110185号	液状肥料	AS―LR263	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第110187号	副産肥料	ARX―110K	ナガセケムテックス株式会社	大阪府大阪市西区新町一丁目１番17号
生第110194号	汚泥肥料	ふさのみのりミックス１号	J&T環境株式会社	神奈川県横浜市鶴見区弁天町３番地１
生第110196号	化成肥料	石灰窒素尿素入り化成404号―２	株式会社アグリドック	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第110200号	化成肥料	KCMAP―Cu2.0	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110217号	汚泥肥料	メイスライザ	株式会社明治	東京都中央区京橋二丁目２番１号
生第110218号	液状肥料	くみあい液肥39号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
輸第110220号	配合肥料	FH園芸一発	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110189号	化成肥料	シリカ8502	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第110201号	化成肥料	くみあい尿素苦土入り化成2010号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第110209号	液状肥料	ACL111.8	株式会社国際有機公社	富山県南砺市才川七678番地
輸第110182号	混合加里肥料	混合加里肥料（粉）	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第110195号	化成肥料	TGアンカーMP600GM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第110205号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ウレアホルム38.0	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第110206号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ウレアホルム39.0	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第110210号	硝酸石灰	硝酸カルシウム	スウィートベジタブル株式会社	長野県中野市大字新保618番地
輸第110212号	りん酸アンモニア	りん安１号	有限会社リファインドトレーディング	福岡県田川郡福智町赤池1051番地20
輸第110213号	りん酸アンモニア	RT１号	有限会社リファインドトレーディング	福岡県田川郡福智町赤池1051番地20
輸第110216号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土肥料８―２号	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第110219号	配合肥料	FH側条一発	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）